

## 長崎県福祉サービス第三評価結果報告

### ①第三者評価機関名

有限会社医療福祉評価センター

### ②事業者情報

名称：共同生活援助 佐世保中央	種別：共同生活援助
代表者氏名：田島光浩	定員（利用人数）： 35 名
所在地：長崎県佐世保市万徳町5－9 中山ビル1階	TEL：0956-23-5252

\*施設・事業所情報は、事業所プロフィール参照

### ③施設・事業所の特徴的な取組

- ・佐世保の街で豊かな生活ができるように、さまざまなタイプのホームを設置して、障がいの程度等に応じた住環境の選択肢がある。
- ・個々を重視したライフプランを支援している。特にふれあいネットワーク、サン佐世保、婚活ぶーけ、里山クラブ等、外部との接触を多く持つことができるよう視点を広げている。
- ・「食」へのこだわりを追及している。食は生活を営む上で楽しみの一つであるという共通認識を高め、バランスの取れた食事を提供している。食事を配食する際は、敢えて半調理状態で実施して、利用者と一緒に作ることで、自立支援のスタイルをこの点でも徹底している。
- ・地域の中で利用者が安心して生活できるように、地域の行事に参加したり、運営推進会議を開催して、地域の様々な立場の住民との意見交換や、周知活動に力を入れている。

### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 9 月 8 日（契約日）～ 平成 28 年 12 月 20 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回

## ⑤総評

◇特に評価の高い点

### 【統治体制の確立】

法人として統治体制が整っており、経営層から実務者まで情報の共有ができるシステムが構築されている。実際に法人として目指す方向を向いて、利用者の支援にあたっている。

### 【計画的な事業運営】

事業運営や事業内容に計画性があり、1年間を通して事業の方向性が明確になっている。

### 【教育体系の充実】

法人として専門的な療育を学べる環境にあり、人材育成の一環として職員の研修体制が充実している。

### 【利用者支援の方針】

利用者を一地域住民として、可能な限り自立した生活を営めるよう専門的な視点と人間としてのぬくもりを持って、総合的に支援している。

### 【統一された支援の確立】

生活支援ガイドブックが、世話人用と生活支援員用との2種類からなっており、日々の支援にあたって利用者のエンパワメントとストレングスに視点をおき、支援の基本姿勢としての詳細なマニュアルとなっている。

### 【個別支援計画の共有】

個別支援計画が利用者のニーズに促しており、6か月に1回全職員でモニタリングを行い、情報共有した上で支援の妥当性を検証している。利用者35名の生活を全職員で支援していくという体制を構築している。

### 【利用者の社会参加支援】

ふれあいネットワーク、サン佐世保、婚活ぶーけ、里山クラブ等利用者の様々な活動の参加を推奨し、社会性を養えるように利用者の主体性を尊重している。

### 【利用者のノーマルな生活支援】

利用者の意思や希望がルールを基に尊重され、地域で自由に生活している。

### 【人権擁護の取組み】

不適切な関わりについて、職員は毎月業務の振り返りシートで各々チェックを行なっている。法人全体での研修も計画的に行われ、虐待防止委員会を中心に広報誌の発行も行い啓発に努めている。

◇改善を求められる点

【苦情の持続的な公表】

運営の透明性の確保に関して、苦情の公表は 2013 年度まではホームページに公表してある。2014 年度以降も引き続き公表を期待したい。

【地域とのより一層の連携】

地域との関わりに関して、様々な団体への利用者個々の参加は盛んに取り組まれている。今後、運営推進会議等を有効利用しながら、一地域住民として自治会活動に積極的に参加する等、地域との密な関わりを期待したい。

【マニュアルのボリュームアップ】

マニュアルに関して、生活支援のガイドブックを、なお一層のよりよい支援ができるように、文言の追記やボリュームアップ等を期待したい。

⑥第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者による客観的な視点で事業所を評価していただくことで、当たり前に取り組んでいる業務がいかに重要なことであるのかを再確認することができた。

職員全員で自己評価を行ったことで、支援者も一つ一つの業務の必要性や根拠理解を深めることができた。

近年、マニュアル作成や分析に基づいた事業計画作成の取り組みについて法人本部と現場の連携によって強化されてきた。その取り組みも評価対象となっていることと知り、指示としてやるのではなく、必要性を理解して積極的に取り組まなければならぬと痛感した。

この評価報告書を活用して全職員と共有をはかり、今後のサービスの質の向上に役立てたい。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

⑧利用者調査及び書面調査の概要

(別紙)